

オミクロン株対応ワクチン 接種開始

接種については、ワクチンの有効性と安全性を正しく理解したうえで、ご検討ください。

問合せ

接種に関する問い合わせは高石市新型コロナワクチンコールセンター☎ (275) 5226

その他全般の問い合わせは地域包括ケア推進課☎ (267) 1160

オミクロン株対応ワクチンの接種券の送付について

オミクロン株対応ワクチンを接種するには、従来型ワクチンの1・2回目接種を終える必要があります。1・2回目接種でオミクロン株対応ワクチンを接種することはできないので、まずは1・2回目接種を完了してください。

接種の状況		接種券の送付
4回接種済の方		5回目接種の接種間隔が決まり次第、順次接種券を送付
3回接種済の方	60歳以上（4回目接種券がすでに送付されている）	送付済の4回目接種券を使用※
	12歳以上59歳以下 （4回目接種券が送付されていない）	10月上旬から中旬にかけて4回目接種券を送付 （3回目接種から5ヶ月経過）
2回接種済の方		送付済の3回目接種券を使用※

※接種券の再発行をされる方は高石市新型コロナワクチンコールセンターへお問い合わせください。

オミクロン株対応ワクチンの集団接種

10月実施日：19日（水）・20日（木）・21日（金）

予約開始日：10月12日（水）午前9時から

接種会場：高石市立総合保健センター（羽衣4丁目4-26）
（福祉バス「らくらく号」はごろもルートのライフケアセンター下車）

4回目接種対象：50歳以上の方、18歳以上の基礎疾患等を有する方、医療従事者等または高齢者施設等の従事者の方

3回目接種対象：12歳以上の方（15歳以下は要保護者同伴）

予約方法：LINE予約・WEB予約・

電話予約☎（275）6394のいずれかから

11月実施日：19日（土）・20日（日）

接種会場：高石市立総合体育館（カモンたかいし）
（西取石6丁目5-6）

対象：12歳以上の3・4・5回目接種券をお持ちの方

予約方法：LINE予約・WEB予約・

電話予約☎（275）6394のいずれかから

※詳細は今後市ホームページ等でお知らせします。▶



「個別接種」指定医療機関での接種を希望される方へ

市では、かかりつけ医等市内医療機関による個別接種を推奨しています。
オミクロン株対応ワクチン接種の予約方法などは各医療機関へご確認ください。

医療機関名	住所	電話番号	医療機関名	住所	電話番号	医療機関名	住所	電話番号
やまだクリニック	綾園1-1-21	(262)3033	※1 齊藤耳鼻咽喉科	高師浜1-2-11	(261)4822	小嶋整形外科※1 クリニック※4	取石2-36-40	(275)0560
小田クリニック	綾園1-2-21	(261)3283	高石病院	高師浜3-3-31	(262)7700	高石加茂病院	西取石3-23-17	(262)1121
井上医院	綾園1-7-3	(261)2770	吉村医院	高師浜3-18-23	(261)8434	石田医院	羽衣1-10-11	(261)1313
西村クリニック※1	綾園1-10-1	(268)8181	植田皮フ ひ尿器科	千代田1-8-5	(261)2353	岩田医院※1	羽衣1-11-12	(261)0345
高石藤井病院※1	綾園1-14-25	(262)5335	やだクリニック※1	千代田1-11-1	(320)4105	岩田皮膚科	羽衣1-11-12	(266)1616
上田医院	綾園3-3-24	(261)2207	片山内科※2 循環器科医院	千代田1-11-11	(267)0611	二階堂医院	羽衣2-4-15	(265)0156
市田内科※1 クリニック	綾園7-7-24	(266)0777	沢田レディース※3 クリニック	千代田1-26-19	(267)5200	高石市立 診療センター	羽衣4-4-26	(267)0003
耳原高石診療所※1	加茂1-1-5	(265)8110	玉川診療所※1	千代田5-19-3	(265)0115	武田内科※1	羽衣5-12-23	(264)6604
二宮医院	加茂1-18-30	(261)8796	上森医院	取石1-12-4	(271)6222	とどう整形外科 クリニック	羽衣5-12-43	(264)4154
木下耳鼻咽喉科※1	加茂1-19-25	(266)8733	竹本クリニック※1	取石2-2-8	(272)3387	石井医院※1	東羽衣2-2-10	(261)8091
※1：かかりつけ患者のみ対応 ※3：原則女性のみ			※2：18歳以上 ※4：16歳以上			おおさわ. クリニック	東羽衣3-2-2	(262)1020

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

※掲載情報は、9月27日時点のものです。最新の情報は、お問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

対象 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和4年7月1日～令和4年9月30日に事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった労働者(雇用保険被保険者ではない方も対象)

給付額 休業前賃金の80%(休業実績により算出。日額上限あり)

申請期限 12月31日まで

問合せ先 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120 (221) 276

(受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15)

※必要書類など詳細は厚生労働省

HPをご確認ください▶



申請期間が延長されました 生活困窮者自立支援金・住居確保給付金

住居確保給付金は、休業等に伴う減収の場合の再支給についてのものです。

申請延長期間 いずれも12月31日まで

問合せ先 生活困窮者自立支援金に関しては社会福祉協議会 ☎(248)2667

※生活困窮者自立支援金の必要書類など

詳細は市HPをご確認ください▶

住居確保給付金に関しては社会福祉課

☎(275)6283

※住居確保給付金申請方法等の詳細は市

HPをご覧ください▶

